

広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の
募集に係る仕様書

広島県土木建築局住宅課

* * * 目 次 * * *

1 貸付物件の概要	1
2 貸付期間	1
3 契約の方法等	1
4 使用上の制限	1
5 貸付物件に施工する屋外広告に係る施工方法の基準	2
6 広告の作成	2
7 屋外広告の許可	3
8 維持管理	3
9 費用の負担等	3
10 解除	3
11 貸付箇所の返還	3
12 連帯保証人	3
13 その他	3
媒体資料	5

広島県県営住宅壁面への屋外広告設置事業者の募集に係る仕様書

1 貸付物件の概要

貸付する県営住宅壁面の概要

物件番号	貸付場所	所在地	詳細
1	県営宇品住宅6号棟	広島市南区宇品東一丁目 3-14	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による
2	県営宇品住宅7号棟	広島市南区宇品東一丁目 3-3	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による

詳細は、別紙媒体資料に、募集対象壁面の概要及び掲載可能な建物の概要を掲載しています。

2 貸付期間

貸付期間については、終期を令和10年3月31日までとし、始期については、広島県と契約者との協議の上、令和7年4月1日以降の月の初日を屋外広告物設置事業の開始日として、決定することとします。

3 契約の方法等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとします。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項（第238条の4第5項において準用する場合を含む。）に基づき、広島県等において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。

4 使用上の制限

設置事業者は施設を広島県が承諾した用途以外の利用に供してはなりません。

5 貸付物件に施工する屋外広告に係る施工方法の基準

(1) 施工方法の基準

部 位	仕 様
ベース	・アルミ複合板若しくはこれと同等以上の耐久性を有するものとする こと。
下地部材	・下地部材は構造耐力上支障がないものとし、金属製の場合はアル ミ等さびにくい材質、若しくはさび止め加工がされたもの、木製 の場合は防腐処理がなされたものとする こと。 ・壁面との接合は、あと施工アンカーボルトによること。 ・あと施工アンカーボルトの打ち込み深さ、径及び本数は、看板の 自重を支持するのに十分な強度を有するとともに、水平震度Z＝ 0.9の地震力に対して十分な強度を有することを確認して決定 されたものであること。 ・下地部材同士の接合金物及びあと施工アンカーボルトのうち壁面 に打ち込む部分以外の部分については、少なくとも貸付期間中 において腐食しないよう、さび止め加工等されたものを使用する こと。 ・あと施工アンカーボルトのうち、壁面に打ち込む部分はSUS製と すること。
表 示	・インクジェット印刷フィルム貼りなど、少なくとも貸付期間中 において容易に剥がれない耐久性を有するものとする こと。
仕上げ	・看板の出幅については、壁面から概ね70mm以下とすること。

(2) 照明を設置することは、できません。

(3) 広告の掲載に係る施工方法は、原状回復や強度の確保及び壁面材質等を考慮した方法を採用することとし、具体的な方法については、構造計算を行い、あらかじめ広島県の承認を得てください。

(4) 施工については、本件広告物が、入居者、通行人、近隣住民、その他第三者に損害を及ぼさないよう（たとえば、台風で吹き飛ばされたり、地震で落下したりしないよう）最大限の注意を払ってください。

(5) 広告の設置等に伴う工事については事前に広島県の承認を得るとともに、該当の団地自治会に工事内容及び工事日程を説明し、工事中は入居者や通行人の安全確保に努めてください。

6 広告の作成

(1) 設置事業者は自らの責任及び負担で広告を作成するものとします。

(2) 設置事業者は作成した広告を、当該広告を掲載しようとする日から2週間前までに県に提出し、広告の内容等について、広島県の審査を受け、承認を得た後に掲載してください。

(3) 作成にあたっては、「広島県広告取扱要綱」、「広島県広告取扱基準」、「広島県営住宅への屋外広告掲出ガイドライン」を遵守してください。

なお、今回の募集は、広島市内の物件であるため、広島市景観計画区域内行為事前協議を受けることを条件とします。

○広島市景観計画区域内行為事前協議 窓口

広島市南区役所建設部建築課

(広島市南区皆実町一丁目5-44)

電話 082-250-8960

(4) 設置事業者は、広告掲載する壁面に「広告欄」等の文言を記載するなどの方法により、当該場所が広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に必要な事項（広告主の名称、所在地及び電話番号等）を注記するものとします。

- (5) 設置事業者は、期間中に掲載中の広告の内容を変更することができます。ただし、変更後の内容については、事前に県の承認を得ることを条件とします。

7 屋外広告の許可

広島市に、広島市屋外広告物条例第3条の規定により「屋外広告物許可申請」を行い、屋外広告の設置前には、広島市の屋外広告物許可を得てください。

8 維持管理

- (1) 設置事業者は、広告スペース、広告物及びこれに付随する設備の設置について、法令を遵守し入居者、通行人、近隣住民等その他あらゆる者に対して安全なものにしなければなりません。
- (2) 広告物設置に伴う事故については、広島県の責めに帰する事由を除き、設置事業者がその責めを負います。

設置事業者は、広告物設置と同時に生産物賠償責任保険に加入するなど、自らの負担と責任により、屋外広告設置に伴う一切の事故等に対応しなければならないものとします。

- (3) 広告スペース、広告物及びこれに付随する設備の設置、維持、管理、点検等について要する経費は、全て設置事業者が負担するものとします。

9 費用の負担等

- (1) 屋外広告の設置、維持、管理及び撤去に要する工事費、移転費、屋外広告物設置許可申請手数料等その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者は、自らの負担において、広告物設置と同時に当該広告物について、生産物賠償責任保険に加入するものとします。
- (3) 契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときにおいて、設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、設置事業者はこれらを一切、広島県に請求することができません。

10 解除

設置事業者が賃料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

11 貸付箇所の返還

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは貸付物件を原状回復して広島県の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、広島県が適当と認めたときは、この限りではありません。

12 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。

13 その他

- (1) 免許・資格等
屋外広告設置事業の運営に当たり、必要となる免許、資格等は、すべて設置事業者の負担と責任で対応してください。
- (2) 再委託等の制限
設置事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
ただし、事前に書面により広島県の承諾を受けた場合は、この限りではありません。
- (3) 譲渡又は転貸の禁止
設置事業者は、この事業に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

- (4) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県に報告してください。

(5) 打合せ等

設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県と打合せを行うものとします。

(6) その他

この仕様書の定めのほか、本事業の実施に関し疑義があるとき又は使用について疑義が生じたときは双方協議のうえ、解決するものとします。

媒体資料【物件番号1】

■ 募集対象について物件

場 所	県営宇品住宅6号棟外壁
所 在 地	広島市南区宇品東一丁目3-14
施設等概要	4階建、16戸
広告設置 場所概要	広島市街路 中広宇品線側の妻面 棟番号表示の上 給水管の右側 縦3.6m 横5m 面積18㎡
枠数	1枠

広告枠の分割は不可。原則1社のみでの広告掲出とする。

■ 掲載可能な建物の概要

建設年度	昭和48年（管理開始 昭和49年11月）
妻面の横幅	7.5m
建物の高さ	11.4m
仕 上 げ	下地 PC板 仕上 セメント系リシン吹付 外壁の接合部の堅目地・横目地 テープ状シール材、 バックアップ材の上ウレタン系シーラー

媒体資料【物件番号2】

■ 募集対象について物件

場 所	県営宇品住宅7号棟外壁
所 在 地	広島市南区宇品東一丁目3-3
施設等概要	4階建、16戸
広告設置 場所概要	広島市街路 中広宇品線側の妻面 棟番号表示の上 給水管の右側 縦3.6m 横3.6m 面積約13㎡
枠数	1枠

広告枠の分割は不可。原則1社のみでの広告掲出とする。

■ 掲載可能な建物の概要

建設年度	昭和49年（開始 昭和50年4月）
妻面の横幅	7.5m
建物の高さ	11.4m
仕 上 げ	下地 PC板 仕上 セメント系リシン吹付 外壁の接合部の堅目地・横目地 テープ状シール材、 バックアップ材の上ウレタン系シーラー

令和3年度 道路交通センサス 一般交通量調査

交通量観測地点	路 線 名	12 時間自動 車交通量（上 下線合計）	24 時間自動 車交通量（上 下線合計）	車線数
広島市南区皆実町四丁目	中広宇品線	1 6 , 4 5 3	—	6

■個別データ 時間帯別自動車類交通量（台/時）

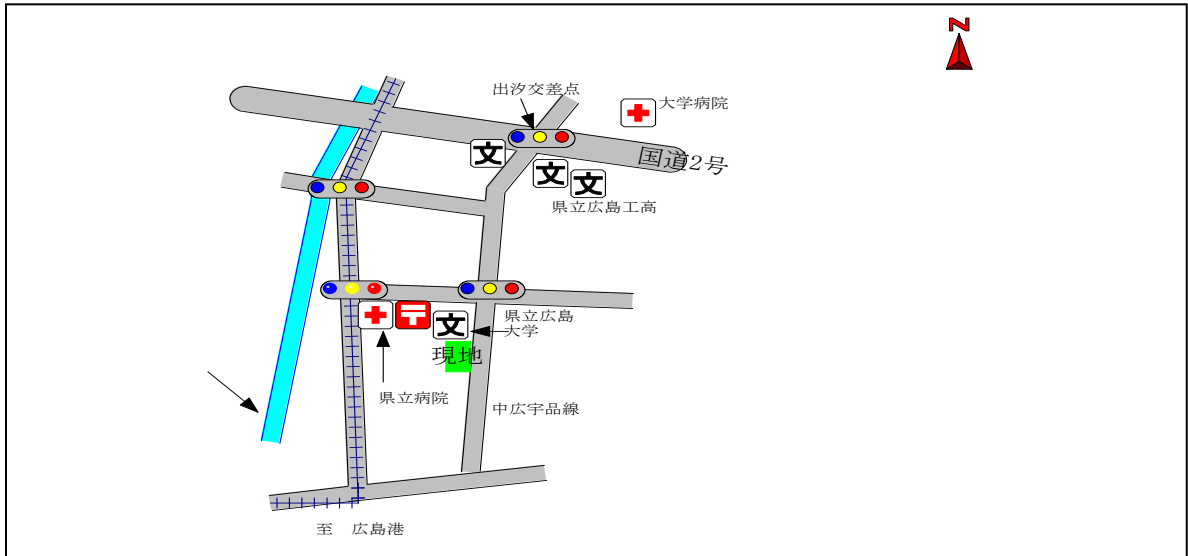
同地点 中広宇品線 起点 翠町仁保線～一般国道2号（新道）
上り（宇品住宅側車線）

観測 時間帯	小型自動車	大型自動車
7-8	477	33
8-9	563	89
9-10	472	84
10-11	596	84
11-12	684	71
12-13	697	34
13-14	690	66
14-15	685	56
15-16	723	36
16-17	761	30
17-18	973	14
18-19	790	16
19-20	—	—
20-21	—	—
21-22	—	—
22-23	—	—
23-24	—	—
0-1	—	—
1-2	—	—
2-3	—	—
3-4	—	—
4-5	—	—
5-6	—	—
6-7	—	—
12 時間計	8, 111	613
24 時間計	—	—

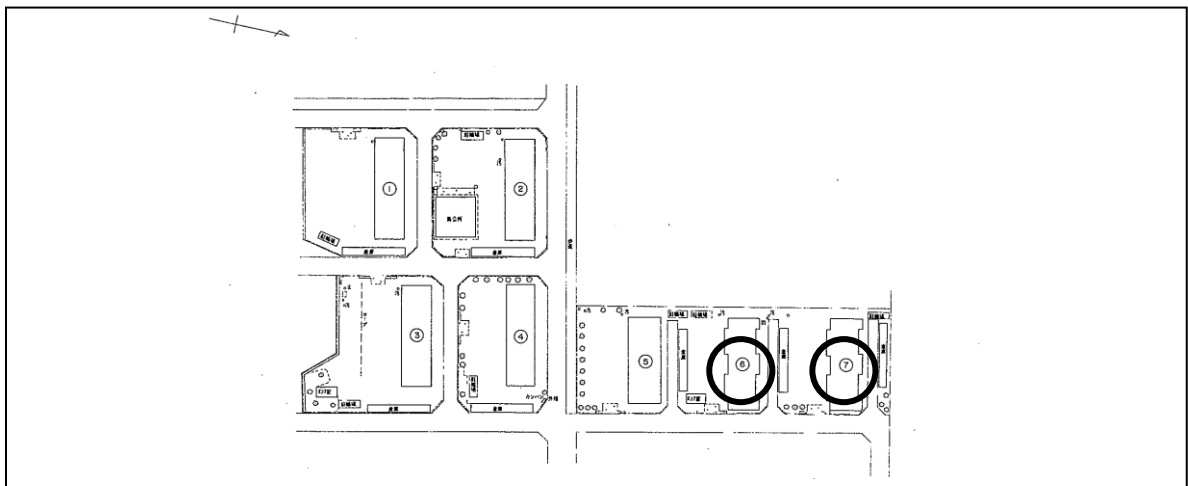
※夜間 12 時間の交通量については、データがないため非掲載

物件番号 1、2 共通

位置図



住宅配置図



写真

